

社会福祉法人しらさぎ福祉会 第3期中長期事業計画

(期間：3年目・令和6年4月1日～令和9年3月31日)

令和7年度は、物価高騰の勢いが止まらず、家計にも大きな影響を与え続け、そして世間の賃金上昇ムードが高まる中で最低賃金が過去最大級の上げ幅となり、中小企業にとっては非常に厳しい経営が強いられ、医療・介護業界においても深刻な状況にあります。

そのような状況下で行われた令和6年度介護報酬改定では、新規加算による評価や介護職員等幅広い職員に対する処遇改善施策が施されるなど一定の改善が成されたとはいえ、未だ物価高騰と賃金上昇に見合わない報酬設定や食費の基準費用額などが経営を圧迫し続けており、その深刻さは増すばかりです。

その実態は、兵庫県老人福祉事業協会が毎年実施する介護報酬改定の影響に関する調査の結果からも、特養の34.0%、デイサービスの44.2%が赤字経営を続けていること、プラス改定や事業所の経営努力、地方創生臨時交付金などにより前年比で見れば若干の改善があったとはいえ、依然として厳しい状況にあることなどが報告されています。

例えば、施設の運営に不可欠な電気代や給食費等の負担が、特養においては令和5年度から年間1,236万円(123.2%増)増加しており先行きが見えず、調査結果からも安定した運営の確保が難しい状況にあると考えられ、経営改善と処遇改善という二つの大きな課題への対応が早急に求められています。

そして、介護人材の確保もまた厳しい状況が続いています。この厳しい状況下で、介護業界では外国人労働者の雇用がこれまでも増して重要視されています。一方、当法人においては、幸いにも介護職員の退職率が令和7年度0%と比較的安定、しかしながら、将来を見据えては、組織層をより厚く強く、持続性あるものにするための計画的な人材確保とその育成が課題となっています。

本来、社会福祉法人は、経営組織のガバナンス強化、事業運営の透明性向上、財務基盤の強化、地域における公益的な取組などの責務を負うとともに、持続性を高めるための人材確保や多様性への対応が求められています。

しかし、近年、業界での不祥事事件が報道されるなど、業界イメージを揺るがす出来事が相次いでおり、ただ単に専門性向上を図るだけでは信頼性を維持できなくなりました。このように、管理・監督職はもちろんのこと、一般スタッフの責任と義務がより厳しく問われる世相にあり、権利擁護の視点や倫理観の醸成は事業の要となっています。そして、それらのことを踏まえ、当法人では引き続き現場を牽引するリーダー層を中心に、主軸強化を目的とした人材育成に取り組み、組織力の強化、働きやすい職場環境づくり、介護テクノロジーを活かした生産性向上、そして科学的根拠に基づくプロフェッショナルな介護の実践を更なる推進、深化し続けます。

そのため、しらさぎ福祉会が誇る経営ビジョン及び基本理念の下、以下のとおり第3期中長期計画を再考した3年目のプランを掲げ、計画にその実現を目指します。

《経営ビジョン》

家族と暮らしているようなアットホームな施設としての誇りを持ち、地域社会に貢献し続けるための組織体制と経営基盤を築く。

《基本理念》

誠心誠意を尽くし その人らしさを尊重し 貢献心を強くもつ

1 サービス品質

1) 経営理念・方針の周知

年間通じて1回以上、全職員が理念に立ち返るための再周知を行います。(2年)

2) 外部評価とブランディングの実施

外部評価の結果を基に、独自の魅力を高め、ブランディングを行います。また、介護テクノロジーの活用など新しい手段も取り入れて労働環境を整え、上位条件の整備を進め、積極的に職場の魅力を発信し、選ばれる施設を目指します。(2年)

3) 業務手順の標準化

外部研修などを通じて情報収集に努め、委員会活動を通じたPDCAサイクルを用い、計画的な業務改善や生産性向上、そのマニュアル化に取り組みます。(2年)

4) コンプライアンス

年間を通じて倫理学習に重点を置き、社会的信頼の堅持に取り組みます。そのため、外部講師を含む研修等も想定し、職員の倫理・マナー意識を高めます。(3年)

5) 医療介護連携強化

嘱託医や協力医療機関との連携・情報交換を密に、合同学習や対話・交流機会を増やすなど、緊急時の連携体制における対応力と対応幅を広げます。(2年)

2 人材

1) 人材確保・定着化

多様な人材相互のメンバーシップを高め、すべての職員が役割を持ち続け、いきいきと働ける制度・職場環境づくりを更に進めます。また、補助金等を有効活用して安全性の確保、職員のモチベーション維持・向上につなげます。(2年)

2) 人材育成

主任・副主任、その後に続く後継者たちの育成を計画的に進め、個別教育とキャリアアップ・人材育成計画を連動展開します。(3年)

3) 経営マインドの醸成

アクションミーティングの活用など、主任クラス職員を中心とした経営的視点の対話を増やし、深化させ、マネジメントスキルを高め、意識を醸成します。(3年)

- 4) 組織活動
法や制度・基準に照らし、健全な人材・設備・環境・処遇・規律を計画的に整え、組織のガバナンス強化・持続性の向上につなげます。(3年)
 - 5) 権利擁護
倫理教育により、一人ひとりのその人らしい暮らしと尊厳を守ることへの意識と行動品位を高く持ち、組織評価と信頼関係を一層高めます。(2年)
- 3 財務基盤強化
 - 1) 事業収益の拡大
全事業で高稼働の維持を目標に置き、介護保険事業収入5億円以上の収益性維持、更に将来的な施設整備財源の獲得を目指します。(3年)
 - 2) 積立金の計上
物価高騰や賃上げが進む中、無駄な支出や不適切な経費を見直しつつ収益性を高めます。その成果として積立金計上年間1千500万円以上を目標とします。(3年)
 - 3) 財務分析
全事業全職員共通の目標を掲げ、月次決算による経営分析データから、収支・財源を意識した資金運用と計画修正を徹底します。(3年)
 - 4) 補助金事業活用
老朽化や未整備による設備及び備品、環境整備等の改善を目的として、補助金を活用した計画的な設備・環境の持続化を果たします。また、各事業の生産性向上に向けて公的補助金を有効活用し、職員負担軽減と業務効率化に成果をあげます。(3年)
 - 4 制度及び行政への取組
 - 1) 介護報酬の改定への対応
報酬算定につながる人員配置や資格、取り組み、記録整備などの要件に対し、引き続き算定の実現に向けた情報分析を行い、新たな算定の実現を目指します。(3年)
 - 2) 新しい取り組みの検討
行政や当事者団体を通じて、「アットホーム林田しらさぎ」など、地域ニーズに基づく新事業の是非を再検討し、地域社会に貢献し続けるために活用できる資源を最大限に活かした持続性にもつながる事業展開を探ります。(3年)
 - 3) 生産性向上と職場環境改善
より働きやすく行き届いた支援を実現できるように、介護ロボット導入支援補助金医療・介護等支援パッケージ(見込)などによる支援を有効活用します。(3年)
 - 5 地域との関係
 - 1) 地域連携

地域関係者やボランティアとのつながりを強め、事業所の取り組みを地域規模の展開として大きく広く捉え、相互連携の力を活力や稼働性向上につなげます。(3年)

2) 地域特性の把握

自治会や民生委員、老人会、ボランティア等それぞれ、または地域全体との連携から地域の現状や課題の把握に努め、地域住民のための社会資源として役割を果たすため、地域住民のニーズの早期発見・早期対応に力を注ぎます。(3年)

3) 新しい取り組みづくり

地域福祉の向上・持続化を目指し、介護を支える多様な人材と手段を確保するために地域ぐるみの協力を求めます。そのため、地域各種団体や学生など、幅広い世代に関心を広める手段として、地域での福祉教育・介護の仕事イメージアップ活動、施設見学会、意見交換会などを通じた密接な連携・交流を行います。(3年)

4) SDGs (誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会) の実現

公共性と公益性の高い事業を行う立場から、権利擁護や福祉、教育、雇用、ともに生きる豊かな地域社会を目指した取り組みを行います。(3年) ※

※達成可能な持続可能な開発目標 (SDGs)

- 【目標 1】 貧困をなくそう (多様な人が利用しやすい生活・介護の相談窓口)
- 【目標 3】 すべての人に保健と福祉を (健康と生活を守る医療・福祉連携)
- 【目標 4】 質の高い教育をみんなに (福祉学習を通して教育活動に参加)
- 【目標 8】 働きがいも経済成長も (多様な人が働きやすい職場づくり)
- 【目標 10】 人や国の不平等をなくそう (ダイバシティ&インクルージョン)
- 【目標 11】 住み続けられるまちづくりを (24時間の見守り・外出支援)
- 【目標 17】 パートナリシップで目標を達成しよう (地域ぐるみの福祉向上)

6 活動と貢献度の古城

1) 地域ニーズへの対応

アウトリーチも行いながら積極的に利用ニーズを把握し、柔軟かつ迅速に対応することで地域で暮らす高齢者とそのご家族の生活に寄り添った活動を行います。また、そのニーズに応えるために、介護保険制度では行き届かない部分にも支援を行き渡らせていきます。(3年)

2) 地域の活性化

社会福祉法人が担うべき地域における公益的な活動として、新しい地域貢献の形を常に模索・検討し、地域福祉の向上と地域の活性化に貢献します。(長期)

7 設備・備品管理

1) 外壁塗装及び内装の更新 (次期中長期計画での実施に向けた準備)

20年以上を経過し老朽化した外壁のひび割れや屋根等の塗装について、雨漏りや

- 建物の耐久性低下を防ぐため、準備・計画を進め補修工事に備えます。(3年)
- 2) 送迎車輛の更新
老朽化により繰り返し修理を要する車輛が目立つため、計画的に車輛の買い替えを行います。(計画的に毎年1台程度を見込む)
 - 3) 特養静養室の看取り環境整備【(兵庫県) 地域介護拠点整備補助事業補助金対象】
既存の看取りの場である静養室を再整備し、プライバシーと安心が守られたスペースとして静養室を個室化し、仮眠スペースを確保、心休まる景観と設備の中で看取りが行える環境を整えます。(2年)
 - 4) 非常用自家発電設備更新【(国) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金対象】
既存の設備は稼働しているものの廃版機種のため、万一故障すればたちまち復旧が困難となります。既に部分的な性能低下が進んでおり、早急に設備更新を行います。尚、非常災害時においても72時間事業継続を可能とする非常電源の確保を必須とします。(3年)
 - 5) 職員専用駐車場等施設周辺の環境整備
既存の擁壁や職員専用駐車場、側溝等が、倒木や雑草、車両事故等による来訪者・近隣との問題要因となり得るため、擁壁補修や舗装等の整備を行います。(2年)
 - 6) デイサービス排水ポンプ更新及び付帯工事
令和7年12月に排水ポンプが老朽化による機能低下を起こしており、ポンプの更新とその設置構造上の改修が必要なため、早期工事を計画、実施します。(3年)
 - 7) 施設設備の機能化及び環境改善
感染症対策機能が未整備である本館部分及びユニット棟についてフロアゲート設置などの構造改善を、また、手狭な宿直員の静養スペースの環境改善を図ります。
- 8 防災・感染症・安全対策
- 1) 事業継続計画の見直し及び周知徹底、研修会の実施
大規模災害の発生や感染症の蔓延に備え、定期的に研修会と事業継続計画(BCP)の職員への周知徹底、その見直し及び訓練を実施します。災害対策の研修会や訓練については、できる限り地域と合同で行います。(3年)
 - 2) 災害や感染拡大への対応力強化
自然災害及び感染症拡大への対策として、定期的に研修や訓練(シミュレーション)を行い、非常時に備えた対応力と地域連携の強化につなげます。(3年)
 - 3) 情報伝達手段の確保
災害等の緊急連絡や重要な連絡の円滑な周知が図れる仕組みとして、LINEなどを活用した伝達手段を確立し、その運用につなげます。(3年)
 - 4) 防犯・安全対策の強化
防犯設備や刺股の整備、定期的訓練とセキュリティ強化を実施します。(3年)

令和8年度

事業計画書

社会福祉法人 しらさぎ福祉会

《経営ビジョン》

家族と暮らしているようなアットホームな施設としての誇りを持ち、地域社会に貢献し続けるための組織体制と経営基盤を築く。

《基本理念》

誠心誠意を尽くし その人らしさを尊重し 貢献心を強くもつ

《基本方針》

わたしたちは、懇切丁寧に接し、安全で安心、安楽な生活環境をつくります。

わたしたちは、尊厳を守り、個別性のある心温かい支援を行います。

わたしたちは、地域社会とのつながりを大切にし、福祉向上のために貢献します。

1 法人経営の原則の遵守

社会福祉法人しらさぎ福祉会は、法人定款第3条の規程に則り、社会福祉事業の主たる担い手として相応しい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図ると共に、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めます。

2 理事会・評議員会の開催

1) 理事会の開催

法人定款の定めるところにより、令和8年6月、9月、12月、令和9年3月を開催予定とし、理事長及び業務執行理事が、3か月に1回以上、自己の職務の執行状況を報告します。但し、必要がある場合は、その都度、開催します。

2) 評議員会の開催

法人定款の定めるところにより、定時評議員会のある令和8年6月を開催予定とします。但し、必要がある場合は、その都度、開催します。

3) 監事会の開催

当法人及び各事業所の適正な業務執行・会計処理について監査の執行（令和8年5月、11月に予定）を求めます。また、法人定款の定めるところにより、理事会のある令和8年6月、9月、12月、令和9年3月を予定として出席を求め、必要がある場合は、その都度の出席及び理事会への監査報告を求めます。

4) 評議員選任・解任委員会の開催

法人定款の定めるところにより、理事会から提案があがったときには評議員の選任及び解任の決議を目的とした委員会を開催致します。

3 事業運営

- ① 第一種社会福祉事業 特別養護老人ホームの経営
地域密着型特別養護老人ホームの経営
- ② 第二種社会福祉事業 老人短期入所事業の経営
老人デイサービス事業の経営
- ③ 公益事業 居宅介護支援事業の経営
介護予防支援事業の経営

4 本年度の重点施策

介護報酬改定後の中間年度となる令和7年度は、国の財政難や物価高騰、急ピッチで進む賃上げ政策などによる多大な影響を受け、補助金による補填がありながらも引き続き厳しい条件下での事業運営となりましたが、稼働率向上などにより、増収増益の成果を得ることができました。

そこで、令和8年度においては、介護報酬の一部改正将来的な課題を見据えて収益性向上を最重要ミッションとし、それを実現するための方策として新規加算の取得や顧客拡大、稼働率向上はもちろんのこと、それを支えるための人員体制の確保、設備管理の徹底、利便性の向上、組織内連携の強化、認知度向上などに取り組み、計画的な財源確保と適切な運用を果たします。

そこで、以下8つの取り組みを通じて信頼と実績を積み上げ、持続性を高めます。

- 一つ目に、組織の持続安定化を目指し、長期的な施設整備資金を確保します。
- 二つ目に、職場環境をより良くするため、規程整備や倫理教育を推進します。
- 三つ目に、介護テクノロジーの完備を目指し生産性の高い魅力ある職場を築きます。
- 四つ目に、人材確保のため、多様な人材の受入れ体制とそのノウハウを築きます。
- 五つ目に、老朽化が進む各所の再整備を計画的に進めます。
- 六つ目に、中堅職員等の育成強化を更に進め、中堅主軸の組織力強化を図ります。
- 七つ目に、防災・減災及び防犯・安全への対策とともに耐久化整備を行います。
- 八つ目に、地域福祉に貢献し続けるため、地域や医療との連携強化に取り組みます。

その実現のため、しらさぎ福祉会は令和8年度において、以下の施策を計画し、組織・職員が一体となって事業を推進します。

1) サービス品質の向上

- ① 心温かく丁寧を持ち味とするため、基本理念を再周知し、回顧に努めます。
- ② 法人・施設の看板でもある職員の倫理観とプロ意識を醸成します。
- ③ 外部評価の受審結果や自己評価から魅力を高め、ブランディングにつなげます。
- ④ 規程類について、制度改正への適応や実態に即した最適化に努めます。
- ⑤ 定期的なマニュアルの適正化によりサービスの質と対応力の向上に努めます。
- ⑥ リスク管理を強化するため、安全管理と職場規律への意識を醸成し続けます。
- ⑦ 「人」と「環境」第一の職場不土を守るため、職員へのアンケートや中堅職員を中心とした業務改善などに取り組みます。
- ⑧ 医療との連携体制を強化し、緊急時対応や健康管理の対応力向上につなげます。

2) 人材確保と人材育成

- ① 経営的視点、所属意識などを育み、一人ひとりが事業運営を我が事として考え、責任感のある行動とメンバーシップを大切にすることを醸成します。
- ② 多様な人材の受入れ体制とノウハウを築き、多様な人材がいきいきと活躍し、長く安心して働き続けることができる職場環境を職場の魅力とします。
- ③ 後継者育成を視野に主任・副主任を中心とした次世代の育成強化を図り、個別教育や相談体制の充実など、持続可能な組織体制を築きます。
- ④ ワーク・ライフ・バランスを大切にし、職員の将来性と労働意欲を高めます。
- ⑤ 業務や配置の最適化、介護テクノロジー等の有効活用により、業務効率化及び省力化を進め、働きやすさを追究し、その成果を外部に発信します。
- ⑥ ホームページの利便性を高め、法人・事業所・職場の魅力を発信します。

3) 財務基盤の強化

- ① 全事業で年間5億円超を確保し、余剰分を施設整備資金として運用に備えます。
- ② 月次決算を踏まえつつ、予算と計画に基づいた健全な資金運用を徹底します。
- ③ 非常時の備えとして、対応力を高めるための施設整備と備蓄管理を行います。
- ④ 顧客数拡大のため各事業がニーズに基づく専門性や対応力をより高めます。
- ⑤ 持続安定化のため補助金活用や効率化により1千5百万円超を積立てします。

4) 地域との連携強化

- ① 地域福祉に貢献するため、地域関係者や他機関との有機的な連携を活かします。
- ② 地域における公益事業の意義と貢献度を高め、法人・事業の信頼性を高めます。
- ③ 小中学校等での福祉教育と介護のイメージアップ活動を行い、幅広い世代に理解と協力を広め、将来的な人材確保への一手段とします。
- ④ 学生実習やインターンシップ、体験実習、地域交流やボランティアの利便性向

上をアピールし、積極的な受け入れを行います。

5) 設備備品管理

- ① 老朽化が進む外壁や内装、設備品の修繕、更新を計画的に行い、令和8年度は特に非常用自家発電設備の更新を果たし72時間の非常電源を確保します。
- ② 施設・事業所のアクセス向上を図るため、看板及び駐車場の整備を行います。
- ③ 安全管理体制強化のため施設内外監視カメラと通信環境を追加整備します。
- ④ 安全快適な送迎サービス実現のため、老朽化した車両を計画的に更新します。
- ⑤ 防犯対策としてセキュリティ対策や必要な備品を配備します。
- ⑥ 特養看取り期の環境整備を補助金活用により実現します。

6) 災害対策・感染症対策・防犯及び安全対策の強化

- ① 災害への対応力を高めるため、地域ぐるみで防災訓練や学習に取り組みます。
- ② 災害及び感染症の対策訓練として、対応力向上と備蓄管理に努めます。
- ③ 多様な教育・訓練ツール等を利用した災害・防犯教育を行い、非常時に対する職員の危機管理意識と対応力を高めます。
- ④ 災害時に備えて地域や消防機関等との連携、BCPの実用性向上を図ります。
- ⑤ 福祉避難所の役割や運営方法等に関する知識と対応力の向上を図ります。
- ⑥ 緊急時連絡体制を整えるため、情報管理・情報伝達のデジタル化を進めます。
- ⑦ 非常時に備えて地域や医療との相互連携体制強化、施設整備に取り組めます。

5 責任者及び担当者の委嘱

理事長権限により、下記の者を令和6年度の責任者又は担当者とする。

- ① 会計責任者（施設長・有末将士）経理規程第8条
尚、定期預金証書等については副施設長が管理する。
- ② 出納職員（事務員・村田朋子、森千絵、稲葉まり子）経理規程第8条
尚、出納職員は各事業の通帳管理を分担する。
- ③ 予算管理責任者（施設長・有末将士）経理規程第17条
- ④ 契約担当者（施設長・有末将士）経理規程第68条
- ⑤ 印鑑保管責任者（施設長・有末将士）経理規程第41条第4項
- ⑥ 法令遵守責任者（施設長・有末将士）法令等遵守業務管理規程第3条
- ⑦ 苦情解決責任者（施設長・有末将士）苦情対応規程第4条
- ⑧ 苦情受付担当者
（特養・渡部兼士、デイ・春本忠勝、居宅・福岡恵理）苦情対応規程第6条第2項
- ⑨ 安全運転管理責任者（春本忠勝）事業用自動車管理規程第3条
- ⑩ 防火管理者（春本忠勝）防災規程第3条

令和8年度

事業計画書

特別養護老人ホームしらさぎの里

〈基本理念〉

『誠心誠意をつくし その人らしさを尊重し 貢献心を強くもつ』

〈基本方針〉

- ① 入居者の尊厳を守り、個別性を重視し、サービスの向上に努めます。
- ② 入居者・家族との信頼関係を大切にし、関係の構築に努めます。
- ③ 地域とのつながりを大切にします。
- ④ 事業を支えられる人材の育成を行います。
- ⑤ 施設運営の安定と経費の適切な管理を行います。

〈重点項目〉

- ① 根拠に基づいた介護の実践
- ② 入居者の尊厳を守る基本的介護の実施
- ③ サービスの質の向上
- ④ 地域支援と連携の強化
- ⑤ 施設運営の安定と経費の適切な管理
- ⑥ 危機管理体制

1 根拠に基づいた介護の実践

水分・食事・歩行と排泄の連動が身体に及ぼす影響を学び、認知症の改善・身体機能の向上に繋がります。また、医師、歯科医師、精神科医師との連携を細かく行う事により、専門的なケアと体制を充実させます。

1) 根拠に基づいた介護の実践

- ① 各入居者（体重）における必要水分量を把握し、水分摂取を図り水分不足から陥る意識障害の改善・予防に努めます。
- ② 医師・歯科医師・歯科衛生士と連携し、口腔機能向上 食事の常食（普通）化、経管栄養の方の経口摂取により、口から食べる喜びを実感して頂けるように努めます。
- ③ 医師・各部門と連携し、各入居者に応じた水分摂取と歩行訓練・下肢の機能向上訓練を充実させ、可能な限り自然な排泄、認知症の改善・生活の自立に努めます。
- ④ LIFE(科学的介護)を活用した科学的根拠に基づく計画作成と PDCA サイクルを推進したケアの質向上を図ります。（3ヶ月に1回データを提出）

2 入居者の尊厳を守る基本的介護の実施

入居者に安心して自分らしく生活が送れるように、環境面（生活空間と身体）の清潔保持と高齢者虐待及び身体拘束に関する考え方を理解し、防止策・対応策を職員自ら考える力を養えるように努めます。

- 1) 各フロア会議において継続して、褥瘡ゼロ、拘束ゼロ、胃瘻ゼロ、骨折ゼロに向けて取り組み、入居者の安心・安楽に繋がるように努めていきます。
- 2) 各フロアにおいて、整理・整頓・清掃・清潔について話し合い周知徹底することにより、入居者の快適な生活づくりに努めます。
- 3) 人権擁護・虐待防止の観点から、身体拘束、高齢者虐待、認知症実践者研修等の外部研修へ積極的に参加し、認知症の方への基本的な対応方法など、介護職としての資質向上を図ります。身体拘束の委員会を年 4 回、研修を年 2 回以上行い、さらなる適正化に向けて取り組みます。
- 4) 各委員会（食事・入浴・排泄・身体拘束・感染対策・褥瘡対策・行事）の活動を活性化し、入居者個々に応じた生活環境を整え、生活の質の向上に努めます。
- 5) 職員の資質向上とメンタルケアについて
 - ① 外部研修会（オンライン）へ積極的に参加し、知識及び接遇マナーの習得を図ります。研修後は施設内研修会を開催し、職員の知識、資質の向上に努めます。
 - ② 喀痰吸引・胃瘻の介助に関する施設内研修を年 1 回以上実施します。また、必要時には随時、看護師による個別指導を行います。
 - ③ 専門職として必要な資格取得に対するサポート体制を継続して実施し、資格取得に対する意識・意欲の向上を図ります。無資格の介護職員には認知症介護基礎研修（外部研修）を受講させます。（3 年以内）
 - ④ 3 年目以降の職員が、施設内研修を行い 各項目における知識の向上を図ります。

特養・地域密着型特養共同の施設内研修予定

月	研修内容	担当職員（指導）
4 月前半	アセスメント・ケアプラン・モニタリング	介護職（フロア長）
4 月後半	高齢者虐待・尊厳を守るケア	介護職（フロア長）
5 月前半	ハラスメント	介護職（フロア長）
5 月後半	身体拘束適正化	介護職（フロア長）
6 月前半	職業倫理	介護職（フロア長）
6 月後半	食中毒の基礎知識と予防（感染症）	福岡
7 月前半	認知症ケア ICF 含む	介護職（フロア長）
7 月後半	ターミナルケア	介護職（フロア長）
8 月前半	接遇及び排泄介助（トイレ誘導・パッド交換・体位変換含む）（実践）	介護職（フロア長）
8 月後半	接遇及び食事介助・服薬（実践）	介護職（フロア長）

9月前半	プライバシー保護、個人情報保護	介護職（フロア長）
9月後半	高齢者虐待・尊厳を守るケア	介護職（フロア長）
10月前半	高齢者に多い疾病（褥瘡・体位変換も含む）	介護職（看護主任）
10月後半	感染症予防・対策	介護職（看護主任）
11月前半	ICT含めたチームケアの重要性（他職種連携）	介護職（フロア長）
11月後半	身体拘束適正化	介護職（フロア長）
12月前半	リハビリ（集団・個別でできる体操）	介護職（フロア長）
12月後半	介護事故の予防・緊急時対応	介護職（フロア長）
1月前半	怪我・体調不良等の緊急時の対応（骨折・止血）	介護職（看護主任）
1月後半	高齢者施設における事故発生の原因と予防（ヒヤリハット）	介護職（フロア長）
2月前半	接遇及び入浴介助（特浴・椅子浴・個浴・清拭介助）（実践）	介護職（フロア長）
2月後半	吸引・胃瘦介助（介護・看護・医師の連携、実技）	看護主任
3月前半	褥瘡のメカニズム	医務室（山下）
3月後半	口腔ケアの重要性	医務室（山下）

- ⑤ その他、必要に応じて内部研修・外部研修・外部講師の研修を実施し、アウトプットを目的とし参加していない職員への報告会を行います。
- ⑥ 中途職員研修を随時実施し、業務遂行上の対人援助の意義とあり方、社会人としての基礎を学び、やりがいを見出せるよう育成します。
- ⑦ 対人援助職であることから、ストレスによるバーンアウト（燃え尽き症候群）が起きないように心身の健康管理に努め、今まで以上に悩み事など相談しやすい環境づくり（メンタルケア）を図ります。また、2015年12月より義務化された「ストレスチェック」を行います。

3 サービスの質の向上

1) ケアマネジメントの充実

- ① 重度高齢者が増加するなか、根拠に基づいた介護（水分摂取、歩行と排泄、食事の常食化）に向けたアセスメントと適切な評価による見直しを行い、入居者個々の自立した生活と認知症の改善に努めます。
- ② 施設サービス計画作成時には関係部署（介護職員、機能訓練指導員、医務室、栄養室）より情報を収集し、入居者の細かな心身状態の把握及び情報の共有に努めます。ご家族に対しても意向をしっかりと聴取し、ケア内容の提案を行い施設サービス計画書原案に反映します。実施状況やサービスの内容確認（モニタリング）や変更などがある場合は速やかに関係部署と担当者会議を開催し、施設サービス計画書の見直しを随時行います。（PDCAプロセス）ご家族にも検討、変更内容を報告し、施設でのケア内容について理解と協力を得られる様に努めます。（感染状況に応じ

て直接面会が可能であれば、積極的にサービス担当者会議への参加を勧めます)

- ③ 感染状況を鑑みながら施設行事を充実させ、生きがいや目標作りに繋がるように支援します。また、余暇活動の内容を検討し、入居者の希望・意向に沿った内容を検討します。

2) 本館の取り組み

- ① 担当職員が中心となり入居者の生活歴や現有機能、ご本人やご家族の希望が反映されたケアプランの作成を行い、それに基づきケアを行います。コロナ禍においてご家族との関係性を確立していく為、面会実施以外にもご家族へ近況報告の手紙、面会に来られていない方に対し電話連絡を毎月一度以上行います。また、各担当職員が入居者の抱える課題にアプローチする為、関係部署と連携を取り、月に一度会議内で実施状況を共有します。
- ② 各介護サービスにおける更なる質の向上を図る為に、主任会議で関係部署と情報を共有します。また、業務活動と委員会活動を関連づけ、本館会議・パート会議で現状の把握と問題解決のアプローチができるように努めます。感染状況を鑑みながらフロア行事を月1回実施するとともに入居者の意向をお聞きしながらドライブや外食等の外出支援も行い、季節を感じて頂けるようなホールの飾りの作成を通して入居者との関係性及び精神面の安定と充実を図ります。
- ③ 事故・ヒヤリハット・食事量のデータを可視化し、毎月の会議にて内容を精査します。その結果に基づいて未然に事故を防ぎ安全で栄養を含めた健康な生活が送れるように支援します。(安全対策委員会) また、介護ロボットを活用することにより職員の負担軽減を図ります。
- ④ 終末期を迎えられる入居者に対し、ご家族・嘱託医・各部門と連携し、個々の入居者に応じた終末期ケアを行う為の情報(身体及び心身状況など)の収集、共通理解に努めケアの統一化を図るため随時カンファレンスを行います。また、最期の時間まで入居者のご家族が安心して過ごして頂けるように努めます。

3) 新館の取り組み

- ① 入居者の体調管理と家族への報告
入居者の日々の変化に注視し、体調や生活の様子の変化の気づきを職員間で共有し、早期発見、早期対応に努めます。関係部署とも連携し、適切な対応に努めます。また、その状況を随時ご家族へ報告していく中で、ご家族との信頼関係の構築に努めます。
- ② 事故を防ぐためのケア
事故・ヒヤリハット報告書のデータを可視化し、日頃の業務の中で起こるヒヤリハットや介護事故を共有します。安全対策委員会会議にて内容の確認と対策を検討

し、未然に事故を防ぎ安全に生活を送れる環境づくりに努めます。

- ③ 担当職員が中心となり、多職種と連携をとり入居者の既往歴や生活歴の把握、心身の状況や生活環境、本人や家族の希望を踏まえて目標を設定し、個別性のあるケアプランの作成、それに沿ったケアを実施していきます。サービス内容やケアの変更は随時情報共有できるようにし、職員全員が統一したケアが行えるように努めます。
- ④ 感染症対策中での家族との繋がり
入居者・ご家族双方の繋がりを大切にし、感染状況を鑑みた面会方法で面会して頂き、近況報告や毎月の手紙、写真に加えて、細やかな電話連絡にて安心して頂けるように努めます。
- ⑤ フロア行事の充実
感染状況を鑑みながら入居者の嗜好や希望に応じたフロア行事を計画・実施し、余暇活動の充実を図り季節感を味わえるよう実施します。
- ⑥ フロア内の環境整備
5S（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）を実践し、介護事故リスクの軽減や感染症予防に繋げ、入居者が過ごしやすい環境・職員が働きやすい環境の実現に努めます。
- ⑦ 委員会の活動を日々の業務や入居者のケア、フロア行事に関連付け、活発化していきます。各委員会で発生する様々な課題は、随時共有出来るようにし対応します。毎月のフロア会議にて周知し統一したケアが行えるように努めます。
- ⑧ 終末期を迎えられる入居者に対して、尊厳を守りその人らしく最期を迎えられるように随時カンファレンス開催し職員の共通認識のもと、各部署やご家族と連携し看取りケアの実施に努めます。また、看取りケア終了時には再度カンファレンスにて反省を行い、今後のよりよいケアに繋がるように努めます。

4) 看護室の取り組み

- ① 入居者の日々の健康管理を行い、体調不良時には嘱託医・協力医療機関と連携し、検査体制を整え早期受診に努め、健康で安全・安楽な生活を送れるよう支援します。必要に応じて、ご家族への病状説明・医療面での状態を報告し、安心して入居者の生活を見守って頂ける環境を作ります。
新規入居者や現在利用されている入居者の体調に応じて必要とされる医療行為を、嘱託医・協力医療機関と連携し、受け入れの検討、体制を整え柔軟に対応できるよう取り組みます。
- ② 感染症の集団発生を予防する為、平常時から予防対策を実施するとともに、感染症発生時には、嘱託医と連携しマニュアルに沿って対応します。
感染症に関する施設内研修にて職員の知識・技術の向上を図り、年 2 回程度の感染

症の発生を想定した初期対応の訓練（シミュレーション）を行い、万が一の感染症発生に備えます。

嘱託医の指示のもと、各種予防接種を適切な時期に安全に受けて頂き、感染症予防対策に努めます。

感染症等のクラスターが施設内で起きた場合、保健所・嘱託医の指示のもと、迅速かつ適切な対応に努めます。

- ③ 褥瘡のリスクアセスメント（ブレードンスケール）を定期的に行い、皮膚状態の観察の重要性を周知・徹底した上で、個々の状態に合わせた体圧分散器具の活用、正しいポジショニングを実施出来るよう指導を行います。

褥瘡処置が必要な場合は、嘱託医・協力医療機関や多職種と連携し、適切な処置を行い、早期治癒を目指します。

- ④ 歯科医師・嘱託医や多職種と連携し、口腔ケアの充実と口腔機能の維持・向上を図り、安全に必要な栄養が摂取できるよう支援します

入居者の状態に沿った食事形態の提供を心掛け、常食への取り組みを行い、“口から食べる楽しみ”をいつまでも持ち続けて頂けるよう支援します。

- ⑤ 終末期を迎えられる入居者とご家族が安心して最期の時間を過ごせるよう、嘱託医や他職種と連携し対応します。自然な最期を迎える事に同意されている入所者については、嘱託医と連携しマニュアルに沿って対応します

- ⑥ 日常生活やレクリエーションの中にも機能訓練を取り入れ、四肢筋力の維持・向上に努めます。

5) 栄養室の取り組み

① 食事サービスの充実

- ・入居者の健康維持・増進、疾病予防のため、栄養価が高くバランスの良い食事作りに心掛けます。
- ・四季折々の変化を感じられるよう安全で美味しい食事提供に心掛けます。
- ・季節の食材をふんだんに使用した料理や実演料理など、特別感を感じられるバイキングを実施します（月1回）。
- ・誕生日お祝いメニュー、季節の行事食のほか、ホールごとに入居者参加型行事食を立案・企画し、五感で楽しむ料理を提供します。
- ・咀嚼・嚥下機能の低下した入居者に、誤嚥リスクの少ないソフト食を提供します。
- ・家庭での食事と同じように陶器の食器を使用します。入居者が使いやすく食べやすさに配慮した食器を使用します。
- ・コーヒーに合う手作りおやつを提供します（週1回）。

令和8年度 行事食予定表

実施月	参加型行事食	行事食（毎月）
4月	桜もち	バイキング
5月	母の日 お祝いスイーツ	季節の行事食
6月	父の日 寿司にぎります	誕生日お祝いメニュー
7月	季節のスイーツバイキング	バイキング 季節の行事食 誕生日お祝いメニュー
8月	カッティングフルーツ	
9月	おはぎ作り	
10月	寿司バイキング	
11月	鍋パーティー	
12月	クリスマスデザート	
1月	恵方巻作り	
2月	ひな祭り 寿司ケーキ	
3月	季節のスイーツバイキング	

② 経口維持のための多職種連携

- ・歯科医師や看護師、介護職など多職種との連携を図り、入居者の状態に合わせた食形態や内容を検討し、経口摂取の維持に向けた支援を行います。

③ 栄養ケアマネジメント

- ・低栄養や褥瘡、認知症の予防と改善を目的とした栄養ケア計画書を作成し、他職種と連携して栄養ケアマネジメントを実施します。
- ・継続的なミールラウンドを実施し、入所者の摂取量や咀嚼・嚥下機能の状況、嗜好等を踏まえた食事・栄養の調整することで低栄養の予防や栄養改善を図ります。
- ・科学的介護情報システム「LIFE」へデータを提出し、分析・フィードバックされたデータを活用してケアの質の向上に取り組みます。

④ 疾病に応じた食事提供

- ・嘱託医の指示に基づき、疾病に対する療養食を提供し、疾病の進行予防や必要栄養量の確保に努めます。

⑤ 経管栄養の入居者に対する取り組み

- ・経管栄養の入居者に対して嘱託医の指示に基づき個々の疾病や体調・体格に応じた内容の注入液を選択し、入居者の健康維持に努めます。

⑥ 栄養室会議・給食委員会の開催

- ・栄養室会議を実施し、主に事業計画の進捗状況や給食運営に関する事案を協議します。
- ・給食委員会を実施し、給食（献立）や業務に関する改善事項のほか、リスクマネジメントについて対策・協議します。

- ・各会議・委員会において入居者の食事情報を関連部署と共有し、栄養ケアや食事サービスに反映させます。
- ⑦ 有事の備え
 - ・災害時等、非常時に食事提供をスムーズに行うことができるよう防災マニュアルや備蓄食の整備を継続し、有事を想定とした備蓄食をマニュアルに従い提供します。
- ⑧ 栄養士・調理員の知識や技術の向上
 - ・より良い栄養管理や給食運営を目指すため、オンライン研修等に積極的に参加し、管理栄養士や調理員の専門性を高め、新しい知識の習得、技術の向上に努めます。
- ⑨ リスクマネジメント
 - ・職員個々の衛生管理や危機管理に対する意識を高めるため、施設内勉強会や情報提供の場を設けるなど、安全安心な食事提供に努めます。
- ⑩ 情報の発信
 - ・来里できないご家族様や地域住民のために施設給食や栄養摂取状況、取り組み等について情報発信します。

特養・地域密着型特養共同の年間行事計画

4月	・花見（しらさぎの里庭）	10月	・運動会
5月	・母の日お祝い	11月	・焼き芋
6月	・父の日お祝い	12月	・クリスマス会
7月	・七夕祭り	1月	・初詣
8月	・そうめん流し	2月	・節分
9月	・しらさぎ祭り	3月	・ひな祭り

6) ご家族へサービス提供に関するアンケート調査を行い、実施状況・調査結果を基に主任会議において検討し改善・実施につなげます。

7) 面会は1F応接室（会議室）を使用した予約制での直接面会（平日・土曜日：①14時②14時30分③15時、祝日：①14時②14時30分③15時、日曜日：不可）を行います。
看取りケアに同意された方に関しては、感染対策を十分に行い短時間での直接面会を行います。面会時には職員より現状を詳細にお伝えし、ご家族も安心して頂けるよう努めます。対象以外の方に関しても事情を勘案し、柔軟な対応を行います。
(施設内での感染状況により面会を一時的に中止しご家族に説明を行います。)

4 地域支援と連携の強化

1) 地域サポート施設として地域見守り事業（中学校区）を実施するにあたり、地域包括

支援センター、自治会、民生委員、居宅介護支援事業所と密に連携をとり、地域の在宅高齢者への相談活動を通じて、地域の高齢者の方たちが様々な社会資源を活用し、安心して地域生活を継続できるよう支援体制を整え、介護保険では対応できない細やかな生活支援を行います。(目標登録者数：15名)

- 2) 地域行事等(各地域の触れ合い喫茶、老人クラブ会合等、勉強会)、地域活動を通じて交流を図り、参加者に楽しんで頂くことにより地域貢献に繋がる様に努め、より良い関係の構築を図り些細なことでも相談して頂きやすい関係性に努めます。(公的機関の指示や感染状況を踏まえ随時検討)

5 施設運営の安定と経費の適切な管理

目標稼働率 98%

1) 健康サポート(状態把握・対応)について

- ① 看護部門が中心となり、入居者の体調変化を早期に把握し 各部門間での密な連携により、医師の指示を仰ぎ、個別の状況に応じた対応ができるように努めます。
- ② 各フロア単位で稼働率を把握し、体調変化に関する対応の見直し 対策を講じます。
- ③ 入院されている方の常態把握を随時行い、特養空床の有効活用に努めます。

2) マンパワー不足の解消について

- ① 見守りロボットの積極的な導入
見守りセンサーロボットを積極的に導入し、職員・入居者双方の負担軽減と介護業務の効率化に努めます。見守りセンサー及び連動するインカムの最適な利用方法を随時検討します。

3) 経費削減について

- ① 主任会議にて、毎月のベッド稼働率や光熱費等の推移を共有し、改善できる部分を考察し経費節減に努めます。
- ② 介護用具を丁寧に、清潔に取り扱い傷みが極力少なくなるように努めます。

6 危機管理体制

1) 介護事故及び感染症防止に関わる安全性の確立について

- ① ヒヤリハットを活用し、事故に至らない事例を集計し、情報を共有することにより重大な事故の予防に繋がります。事故に関しても同様に集計し、再発予防に努めます。
- ② 事故検討委員会を年2回以上実施し、施設内部での安全環境も視野に入れて検討し、危険個所については速やかな改善に努めます。
- ③ 緊急時には、緊急時対応マニュアルに沿った対応を行います。
- ④ 感染症対策委員会を中心に感染症の動向を把握し、随時マニュアルの適正化を図り、細部の対応をよりの確に実施していきます。訓練(シミュレーション)の実施を行います。
- ⑤ 褥瘡対策委員会を中心に褥瘡発生防止に対する体制を確立し、褥瘡が発生しにく

い適切な介護を行います。

2) 苦情に対するスムーズな対応

入居者・家族・地域からの苦情・相談に対しては、苦情対応マニュアルに基づき、迅速な対応・改善に努め、各職員に内容を徹底していきます。

- ① 入居者・家族への細かなコミュニケーションや近況報告を適切に行い、施設での状況を適時連絡します。
- ② 2ヶ月に一度、第三者委員による苦情解決委員会を実施します。

3) 防災対策について

- ① 地域の災害時には姫路市と連携し、福祉避難所として要請があった時には要援護者の受け入れを行います。
- ② 消防・消防計画の見直しを行い、職員個々にも防災についての危機意識が持てるように周知します。
- ③ 防災計画に基づき、地域と連携した避難訓練を実施します。
- ④ 防災計画に基づき、救急法実践訓練を実施します。

特養・地域密着型特養共同の消防避難訓練実施計画

訓練種目	訓練内容	対象	実施時期
火災避難訓練	消火、通報および避難等を連帯して行う。 (自治会との合同訓練)	昼間部	10月
		夜間部	5月
通報連絡訓練	消防機関への通報訓練(ホットライン) ホーム内への通報連絡訓練等	昼間部	10月
		夜間部	5月
消火訓練	屋内消火栓、消火器の操作及び消火訓練を行う。	昼間部	10月
		夜間部	5月
救急法	消防署員と応急手当普及員による救急法実践訓練を実施する。		6月、12月

- ⑤ 非常食の備蓄を行います。

※ 特養会議・主任会議・委員会・施設行事は、広域型特養と地域密着型特養で共同開催としております。

特養・地域密着型特養共同のBCP(業務継続計画)訓練計画の実施計画(年2回)

災害訓練	大型地震、土砂崩れ、水害を想定した避難訓練を実施する。	法人	7月・2月
感染対策訓練	新型コロナウイルス感染シミュレーションを行い対策訓練を実施する。	法人	6月・1月

4) 防犯対策について

- ① 個人情報の漏洩・拡散を防ぐため、プライバシー保護と個人情報保護に関する研修を年1回以上実施し、情報管理体制の強化と職業倫理の醸成に努めます。また、

クラウドシステムによる情報管理で情報を守り、ネットワークのセキュリティ体制も強化します。

- ② 不審者等による脅威から守るため、防犯グッズを配備し、年1回以上防犯訓練を実施します。

5) リスクマネジメント

① 高齢者虐待防止の推進

- ・定期的に委員会を開催し、職員に周知徹底を図ります。
- ・職員に対して、虐待防止のための研修を定期的に行います。
- ・適切に実施するために担当者を設置します。(管理者)

② 身体拘束等の適正化の推進

- ・定期的に委員会を開催し、職員に周知徹底を図ります。
- ・職員に対して、身体拘束防止のための研修を定期的に行います。

③ 口腔衛生管理の強化

- ・歯科専門職と看護師、介護職員が連携をとり入居者の口腔内の衛生管理、評価を行います。

令和8年度

事業計画書

しらさぎの里 ショートステイ事業所

《基本方針》

- ① 地域のニーズに合わせ、在宅生活をサポートできる施設の構築に努めます。
- ② ご利用者、ご家族が安心して利用できるサービスを目指します。
- ③ ご利用者の“生きがい作り”“楽しみづくり”の支援を行います。

《重点項目》

- ① ケアプランに沿ったサービス提供
- ② 在宅生活継続に向けてのケアの構築
- ③ ご利用者、ご家族との信頼関係の確立
- ④ 感染対策の確立（新型コロナウイルス対策）
- ⑤ 短期入所事業の安定と居宅介護支援事業所との連携強化

1 ケアプランに沿ったサービス提供

- 1) 居宅介護支援事業所のケアプラン、ニーズに沿った適切な支援を行います。
 - ① 新規入所時には、ケアマネジャーからの情報提供だけでなく事前訪問し、ご利用者の状況確認を確実にいき、ご利用者・ご家族の希望に沿ったケアプランを作成し実行します。
 - ② 休日（日曜日）の送迎体制を充実させ、ご利用者の期間ニーズに添えるようにします。
 - ③ 必要時にはケアマネジャー、ご家族と連携し適切な支援を行います。

2 在宅生活継続に向けてのケアの構築

- 1) 在宅生活を念頭におき、利用者の現有機能を活かした援助を行い、在宅と同様の日常生活動作が行えるように努めます。
- 2) クラブ活動・機能訓練・日常的な役割を持つことにより、心身機能の維持・向上とご家族の介護負担の軽減を図ります。

3 ご利用者、ご家族との信頼関係の確立

- 1) サービス利用に際して重要事項を十分に説明し、納得して利用頂くよう努めます。
- 2) 入所・退所時には物品チェックを行い、紛失や忘れ物が無いように注意し、利用中の様子を“すこやかメモ”に記載して介護職員・看護職員からの生活状況をお知らせします。
- 3) 体調不良時には、速やかにご家族に連絡し、状況の説明を行います。利用中の受診は原則としてご家族に依頼しますが、緊急を要する際には施設で受診送迎や救急車で

の対応を行います。(長期利用の方はできる限り施設で対応します。)

- 4) 入院による状態変化や利用が遠のいる方の場合には、再度事前面談を行い、状況を的確に把握し対応していきます。
- 5) 感染状況を鑑みた生きがい作り、楽しみづくりについて
 - ① 個室を利用していただき過ごしやすい環境を提供するとともに物品管理も含めた個別的ケア・グループケアの充実を図ります。
 - ② ご利用者の1人ひとりの趣味・特技を活かした個別ケアを行います。
 - ③ 利用中に他のご利用者との関係性を保てるよう支援します。
 - ④ 生活援助だけでなく、特養余暇活動・年間行事に合わせて参加を促進し、“生きがい”“楽しみ”に繋がるように支援します。外出行事については感染状況に応じて都度検討します。
- 6) 食事について
 - ① ご利用者の日常生活の質の向上
 - ・ 利用者個々の嗜好を考慮した献立作成を行います。
 - ・ ゆったりとなじみの方と食事ができる環境作りに努めます。
 - ・ 嘱託医又はかかりつけ医の指示に基づき、疾病に対する療養食を提供します。
 - ② 美味しい食事の提供
 - ・ 適時・適温の食事を提供します。
 - ・ 利用者個々の体調に合わせた食事形態には、柔軟に対応します。
 - ・ 新規利用の方には安心や満足感が得られ、次回の利用につながるよう努めます。

4 感染症対策の確立(感染症対策)

- 1) 受入れ態勢
 - ① 自宅でのご利用者の体温確認及び、ご家族も含めた近日中の行動(感染が疑われる地域・場所への移動等)の確認を利用毎に行います。
 - ② 入所時、玄関にてバイタルサインの確認を行い、感染症が疑われる場合は1階個室(相談室)で隔離対応を行います。速やかにご家族と連携を取り、受診していただく措置を行います。
 - ③ 感染症が流行している又は疑われる他事業所を利用され発熱が認められるご利用者は、1週間(7日間)自宅待機を経たからの再利用とします。
- 2) 感染症発生時
 - ① 施設内で感染症が発生(利用者自身が発症)した場合は、ご家族と担当ケアマネジャーと連携をとり受診の段取りと受け入れの協議を行います。また利用中に同フロアで他の利用者に感染を確認した場合ご家族に報告し利用の継続か自宅に帰られるかの検討をして頂き担当ケアマネジャーにも報告を行います。

5 短期入所事業の安定と居宅介護支援事業所との連携強化

目標稼働率 105%

- 1) 医療的ニーズが増加する中、安心して利用頂く為に、居宅介護支援事業所・主治医との連携を密にし、確実に状態把握を行い病状の維持・改善に努めます。また、医療度の高い方も可能な限り受け入れできる体制を整えます。
- 2) 受け入れ規約を遵守し、本入所者の入院時空きベッドを最大限利用して、ニーズに応じた柔軟な受け入れ態勢を確保します。
- 3) 各居宅介護支援事業所にショートステイの空き状況をお知らせし、ご家族の入院など急なサービス利用にも対応できるように円滑な受け入れ態勢を維持します。
- 4) 居宅介護支援事業所に利用状況をお知らせし、利用者の状態を共有します。生活状況・機能訓練内容に関しても状況を細かく伝えられるように努めます。
- 5) 入所待機者に対し、ショートステイの利用の啓発に努めます。
- 6) 他事業所での感染症対策（面会の中止等）を考慮し、早期に担当ケアマネジャーやご家族と連携を図り、事前面談及び利用調整をスムーズに行う態勢を確保します。
- 7) 地域サポート施設（兵庫 LSA24）と連携し、緊急保護が必要な方に関しての受け入れ体制を整えます。
- 8) リスクマネジメント
 - ① 高齢者虐待防止の推進
 - ・定期的に委員会を開催し、職員に周知徹底を図ります。
 - ・職員に対して、虐待防止のための研修を定期的に行います。
 - ・適切に実施するために担当者を設置します。（管理者）
 - ②身体拘束等の適正化の推進
 - ・定期的に委員会を開催し、職員に周知徹底を図ります。
 - ・職員に対して、身体拘束防止のための研修を定期的に行います。

令和8年度

事業計画書

地域密着型特別養護老人ホームしらさぎの里

〈基本方針〉

- ① 入居者の尊厳を守り、個別性を重視し、サービスの向上に努めます。
- ② 在宅復帰を念頭におき、日常生活の自立支援に努めます。
- ③ 入居者・ご家族・地域との関係の構築に努めます。
- ④ 施設運営の安定と経費の適切な管理を行います。

〈重点項目〉

- ① 根拠に基づいた介護の実践
- ② 入居者の尊厳を守る基本的介護の実践とサービスの質の向上
- ③ 施設運営の安定と経費の適切な管理
- ④ 入居者・ご家族・地域との関係の強化
- ⑤ 危機管理体制

1 根拠に基づいた介護の実践

1) 根拠に基づいた介護の実践（在宅復帰を念頭に置き）

- ① 各入居者（体重）における必要水分量を把握し、水分不足から陥る意識障害の改善、予防を重点的に行います。また、月に1度各入居者に提供したケア内容、翌月ケア目標をユニット会議内で話し合いを行い、安心・安楽・安全に過ごして頂けるよう当日出勤者で話し合うミーティングの時間を日常業務内に設け、見直しを行って行き、各職員が常に考え細かな体調などの変化に気づき、対応できるようにします。
- ② 医師・歯科医師・歯科衛生士と連携し、口腔機能向上を図り、個々に応じた口腔ケアを検討・実施し、食事の常食化（普通食）や経口摂取の継続に努め、食事の楽しみや口から食べる喜びを実感して頂くように支援します。
- ③ 医師・各部門と連携し、各入居者に応じた水分摂取と歩行訓練・下肢の機能向上訓練を充実させ、可能な限り自然な排泄、認知症の改善・生活の自立に努めます。
- ④ LIFE(科学的介護)を活用した科学的根拠に基づく計画作成とPDCAサイクルを推進したケアの質向上を図ります。（3ヶ月に1回データを提出）

2) 職員の資質向上とメンタルケア

- ① 外部研修（オンライン）へ積極的に参加し、知識の習得を図ります。研修後は施設内研修会を開催し、職員の知識、資質の向上に努めます。
- ② 介護者教室等への講師派遣、介護技術講習会を行い、中堅職員以上の資質向上に努めます。

- ③ 喀痰吸引・胃瘻の介助に関する施設内研修を年 1 回以上実施します。また、必要時には随時、看護師による個別指導を行います。
- ④ 専門職として必要な資格取得に対するサポート体制を継続して実施し、資格取得に対する意識・意欲の向上を図ります。
- ⑤ 2 年目以降の職員が、施設内研修を行い各項目における知識の向上を図ります。
- ⑥ その他、必要に応じて内部研修・外部研修・外部講師の研修を実施します。
- ⑦ 対人援助職である事から、ストレスによるバーンアウト（燃え尽き症候群）が起きないように各職員の心身の健康管理に努め、今まで以上に些細な悩み事なども相談しやすい環境づくりを行いながら、各職員が目標に向かい働きやすい環境を作れるように図ります。（個別で年 2 回面談を行う。） それに付け加え、2015 年 12 月より義務化された「ストレスチェック」を行います。

2 入居者の尊厳を守る基本的介護の実施とサービスの質の向上

- 1) ユニット単体の委員会の充実と特養共同の委員会により、サービスのさらなる洗練化を図ります。
 - ① ユニット単体の委員会「食事」「排泄」「入浴」委員会と広域型特養と連帯して行う委員会「行事・広報」「身体拘束廃止」「虐待防止」「感染症対策」「褥瘡対策」「喀痰吸引等にかかる安全」活性化と、各ケア委員会のリーダーによる会議を定期的開催し、褥瘡ゼロ、拘束ゼロ、胃瘻ゼロ、骨折ゼロに向けたケアの見直しを随時行い、入居者の安全・安心・安楽に繋がるように実施します。
 - ② ユニット内において、整理・整頓・清掃・清潔について更なる話し合いを行い、周知徹底することにより、入居者の快適な生活づくりに努めます。ご本人・ご家族から入居前の住環境について聞き取り、できる限り入居前の環境に近づけるように努めます。
 - ③ 入居者・ご家族の意向、専門職の観点からサービス担当者会議にて話し合い、施設サービス計画を作成し、ケアの提供を行います。
 - ④ 入居者及びご家族の思いに添った終末期の看取り介護に努めます。看取りケア開始前後にカンファレンス、看取りケア終了時に振り返りを行い、看取りケアの質の向上に努めます。
 - ⑤ 特養共同の施設行事に参加頂き、生きがい、目標作りに繋がるように支援します。誕生会は、誕生日者の該当月に随時行います。ユニット行事を月に 1 度行いユニットで過ごされる喜びや生きがいを感じて頂ける行事を行います。
- 2) 高齢者虐待の防止・認知症予防を目指し、日頃の認知症状を認知症ケアシートに詳細に記録し、それを元に認知症ケアを行います。また、職員個々へ認知症高齢者のケアに対する理念の共有化と身体拘束・高齢者虐待に関する意識付けを行います。

- ① 職員個々へ認知症高齢者のケアに対する理念の共有化と身体拘束・高齢者虐待に関する意識付けを3ヶ月に一度、フロア会議にて行い、入居者一人ひとりの人格やプライバシーに配慮した対応ができるよう周知していきます。
- ② 認知症ケアに対する知識と技能、および倫理観を備えた職員を養成する為に認知症ケア研修を年3回以上行います。

3) 入居者個々に合った食事提供・栄養ケア計画の作成と実施

入居者個々にアットホームな環境で美味しく適切な食事提供を行うため、部門間で連携を図り、身体状況や摂食状況などを常に把握し、個々に合わせた栄養ケア計画書を作成するとともに低栄養状態の予防・改善、認知症進行の防止を図ります。

- ① ユニット内で盛り付けを行うことでよりアットホームな食事環境を作り入居者の食事に対する意欲を高めていけるように努めます。また、入居者の食事摂取状況を把握し 個別対応の食事提供に努めます。家庭での食事と同じように陶器の食器を使用し、入居者が使いやすく食べやすさに配慮した食器を使用します。
 - ② 嘱託医の指示に基づき、疾病に対する療養食を提供します。
 - ③ 入居者個々の咀嚼嚥下状態に応じた形態での食事提供を柔軟に対応し咀嚼・嚥下機能の低下した入居者に、誤嚥リスクの少ないソフト食を提供します。
 - ④ 低栄養や褥瘡リスクの高いまたは褥瘡が発生している入居者に対し、看護師、管理栄養士と連携し、速やかな栄養改善計画を立て適切な栄養管理を行います。
 - ⑤ 季節の食材をふんだんに使用した料理や実演料理など、特別感を感じられるバイキングを実施します（月1回）。季節の催しを企画・実施します。入居者の健康維持・増進、疾病予防のため、栄養価が高くバランスの良い食事作りに心掛けます。
 - ⑥ 誕生日お祝いメニュー、季節の行事食のほか、ホールごとに入居者参加型行事食を立案・企画し、五感で楽しむ料理を提供します。
- 4) ご家族へサービス提供に関するアンケート調査を行い、実施状況・調査結果を基に主任会議において検討し、改善・実施につなげます。
- 5) 運営推進会議を偶数月に行い、地域包括支援センター、地域の自治会・老人会・民生委員の代表に参加いただき、その意見を反映しより良い施設の運営に努めます。
- 6) 広域型特養と共同の施設内研修・外部研修へ積極的に参加します。
- 7) 在宅生活時から現在の状況まで把握出来るように、利用者の24時間シート（アセスメントシート）を活用し、月1回のフロア会議により内容の検証と共有を行います。

3 施設運営の安定と経費の適切な管理

目標稼働率 98%

1) 健康サポート（状態把握・対応）について

- ① 入居者の体調変化により、嘱託医・各部門間での連携を密にとり個々の状況に応じた対応（通院、食事の検討等）を図ります。

- ② フロア稼働率を把握し、体調変化に関する対応の見直しと対策を講じます。
- ③ 入院されている方の常態把握を随時行い、空床の有効活用に努めます。

2) 経費削減について

- ① 特養会議、主任会議にて、光熱費の毎月の推移を共有し、改善できる部分を考察し経費節減に努めます。
- ② 介護用具を丁寧に、清潔に取り扱い傷みが極力少なくなるように努めます。

4 ご家族・地域との関係の強化について

1) 入居者・ご家族・職員が三位一体となった関係を構築し、明るく家庭的な環境をつくり、ご家庭との結び付きを重視した生活を提供します。

- ① 入居者の身体状況や体調に変化があれば適時ご家族への状況報告、連絡を行います。
- ② 写真・書面での近況報告は毎月1回行います。電話等での家族への近況報告は毎月1回以上を行い、ユニットで生活されている様子をお伝えし、より良い関係を構築します。
- ③ 面会は、広域型特養と同様の対応を行います。

2) 地域との関係の強化について

- ① 施設行事には地域ボランティアの受け入れを行います。(公的機関の指示や感染状況を踏まえ都度検討)
- ② 各地域の触れ合い喫茶、老人クラブ会合等に職員を派遣し、地域との交流を図り、参加者に楽しんで頂くことにより地域貢献に繋がる様に努め、より良い関係の構築を図ります。(公的機関の指示や感染状況を踏まえ都度検討)
- ③ 各地域の老人会等の施設見学会を催し、高齢者施設の理解・安心感作りに努めます。(公的機関の指示や感染状況を踏まえ都度検討)

5 危機管理体制の再構築について

1) 介護事故及び感染症防止に関わる安全性の確立について

- ① ヒヤリハットを活用し、事故に至らない事例を集計し、情報を共有することにより重大な事故の予防に繋がります。事故に関しても同様に集計し、再発予防に努めます。
- ② 事故対策委員会を年2回実施し、施設内部での安全環境も視野に入れて検討し、危険個所については、速やかに改善します。
- ③ リスクマネジメントシートの記入・回覧により、情報・対応・対策の共有を図ります。
- ④ 緊急時には、緊急時対応マニュアルに沿った対応を行います。
- ⑤ 感染症対策委員会を中心に感染症マニュアルの適正化を図り、細部の対応をより的確に実施できるようにしていきます。訓練(シュミレーション)の実施を行います。

す。

- ⑥ 褥瘡対策委員会を中心に褥瘡発生防止に対する体制を確立し、褥瘡が発生しにくい適切な介護を行います。

2) 苦情に対するスムーズな対応

入居者・ご家族・地域からの苦情・相談に対しては、苦情対応マニュアルに基づき、迅速な対応・改善に努め、各職員に内容を周知徹底します。

3) 防災対策について

- ① 地域の災害時には姫路市と連携し、福祉避難所として要請があった時には要援護者の受け入れを行います。
- ② 消防・防災計画の見直しを行い、職員個々にも防災についての危機意識が持てるように周知します。
- ③ 防災計画に基づき、広域型特養と共同で消防・防災避難訓練・救急法実践訓練を実施します。非常食の備蓄を行います。

4) 防犯対策について

- ① 個人情報の漏洩・拡散を防ぐため、プライバシー保護と個人情報保護に関する研修を年1回以上実施し、情報管理体制の強化と職業倫理の醸成に努めます。また、クラウドシステムによる情報管理で情報を守り、ネットワークのセキュリティ体制も強化します。
- ② 不審者等による脅威から守るため、防犯グッズを配備し、年1回以上防犯訓練を実施します。

5) リスクマネジメント

- ① 高齢者虐待防止の推進
 - ・定期的に委員会を開催し、職員に周知徹底を図ります。
 - ・職員に対して、虐待防止のための研修を定期的に行います。
 - ・適切に実施するために担当者を設置します。(管理者)
- ② 身体拘束等の適正化の推進
 - ・定期的に委員会を開催し、職員に周知徹底を図ります。
 - ・職員に対して、身体拘束防止のための研修を定期的に行います。
- ③ 口腔衛生管理の強化
 - ・歯科専門職と看護師、介護職員が連携をとり入居者の口内の衛生管理、評価を行います。

令和8年度

事業計画書

デイサービスセンターしらさぎ

〈基本理念〉

『誠心誠意をつくし その人らしさを尊重し 貢献心を強くもつ』

〈基本方針〉

- ① ご利用者の尊厳と安全を守り、自立支援の推進に努めます。
- ② ご利用者の生活意欲の向上を目指したサービス提供、及び質の向上に努めます。
- ③ 地域とのつながりを大切にします。
- ④ 事業を支えられる人材の育成、体制確保を行います。
- ⑤ 事業運営の安定と経費の適切な管理を行います。

〈重点項目〉

- ① 現有機能を活かした在宅生活の継続
- ② 個々の利用者に応じたサービス提供とサービスの質向上
- ③ 居宅介護支援事業所・ご家族及び地域との連携
- ④ 人材育成（教育体制の確立）と人員体制の確保
- ⑤ 健康管理と感染症対策
- ⑥ 事業運営の安定と経費の適切な管理

1. 現有機能を活かした在宅生活の継続

- 1) ご家族と共にご利用者の状態を共有し、現有機能を活用した役割を持ち続け、社会参加活動や地域住民との交流機会を持ち、在宅生活を継続できるよう支援します。
- 2) 機能訓練やレクリエーション、他者との交流を通じて心身機能・生活意欲の向上を図り、重度化が予防できるよう支援します。
- 3) 機能訓練による身体機能の維持向上を図り、転倒予防や出来ることを増やし、行動範囲を広げ、意欲を持って生活が送れるように支援します。
- 4) ご利用者の健康状態を確認し必要に応じて助言を行い、安心した日常生活を送ることができるよう支援します。
- 5) 身体機能や認知機能の低下を予防するため、取組み内容を日常サービスに盛り込み、定期的に体力測定や認知症テストにより数値化し、励みになるように支援します。
- 6) デイルーム内の環境を再構築します。（カラオケルームを作り、いつでも利用者が使えるように。）簡単な家事動作やプログラムの選択等、利用者自身が主体的に選択でき、

自己決定や自己実現につながるケアを行います。

- 7) ご利用者の作られたもの(制作物等)を定期的に外部で展示する機会を設け、やり甲斐・生き甲斐に繋がります。(西兵庫信用金庫林田支店様に協力いただける)

2. 個々の利用者に応じたサービス提供とサービスの質向上

- 1) LIFE(科学的介護)を活用した科学的根拠に基づく計画作成とPDCAサイクルを推進したケアの質向上を図ります。
- 2) 浮腫み予防や血流改善、筋力維持・向上を目的とした体操をプログラムとして取り入れます。
- 3) 多様なプログラム(クラブ活動や製作以外)を考案し、個々の目的を重視でき、生きがいと楽しみを持つことができ充実感のある活動環境を作ります。
- 4) 職員のストレスチェックを実施することで、メンタルヘルス不調を未然に防ぎます。
- 5) マニュアルを随時見直し、危険予知・安全意識を持ちながら快適なサービスを提供します。
- 6) 感染症や自然災害への対応として、研修の実施、訓練(シミュレーション)を行い、日頃から意識を持ち、有事の際に即対応し利用者の安全確保と事業継続化に備えます。(BCP)
- 7) 利用中の様子や自宅での様子・状況などをご家族と共有するため、連絡帳を活用しきめ細かい対応により信頼関係を築きます。また、様態変化を早期発見・対応により重度化することを防ぎます。
- 8) 嚥下状態や嗜好調査をもとに、安全で楽しく食事ができるような環境も含め支援します。

デイサービス年間行事

月	行事	月	行事
4月	お花見	10月	ミニ運動会
5月	菜園(植え付け)・ドライブ	11月	お楽しみ会・ドライブ
6月	そうめん流し	12月	クリスマス会
7月	菜園(収穫祭)・七夕	R8.1月	初詣
8月	ミニ夏祭り・ドライブ	2月	節分・バレンタイン
9月	敬老会	3月	ひな祭り

この他にもご利用者の希望、季節や気候に合わせてレクリエーション、外出支援を企画し、生活に楽しみが持てるように実施していきます。

3. 居宅介護支援事業所・ご家族及び地域との連携

- 1) 担当ケアマネジャーやご家族と情報を共有し、必要に応じたサービスの提案や助言を行い、在宅での生活を継続できる環境を整えていけるように支援します。

2) 居宅介護支援事業所やご家族、地域に向けて施設での取り組みやサービスの内容を訪問、広報誌または会合等で伝え続け、一人でも多く在宅生活が継続できる手助けとなるよう努め、デイサービスの認知度を向上します。

4. 人材育成（教育体制の確立）と人員体制の確保

- 1) ご利用者の支援に関わること、福祉施設や職員としての役割などに関する施設内研修を行います。また、外部研修（WEB）へ主に常勤職員を参加させ、技術・知識の向上を図ります。
- 2) 各職員が目標をもって日々の業務に従事する仕組みを継続するため、定期的に面談を実施し、取り組み内容の進捗を共有します。
- 3) 医療・福祉関係の資格を有さない職員には認知症介護基礎研修の受講機会を与え、認知症対応力の向上を目指すとともに、資格取得のための優遇措置を行います。
- 4) 利用者の人権擁護と虐待防止を推進し、職場環境づくりと人材育成を行います。
- 5) 福祉に携わる者としての基礎知識や社会人としてのマナーをわきまえた人材を育成します。
- 6) ハラスメント対策を強化するために、勉強会を開き、誰もが働きやすい環境を確保します。
- 7) 幅広い多様な人材による人員の確保を実現し、その力を特色作りに活かします。
- 8) 新入・中途職員への研修体制（カリキュラム）を確立し、定着できる指導を行います。

施設内研修

開催月	研修テーマ	担当
4月	法令順守及び倫理	則岡
5月	災害対策と対応	春本
6月前半	食中毒の予防	管理栄養士
6月後半	入浴介助の方法	山本
7月	高齢者虐待・身体拘束	三木
8月	感染症について	中林
9月	ハラスメント対策	山本
10月	緊急時対応・心肺蘇生法実習	中林
11月	個人情報とプライバシー	則岡
12月	高齢者虐待・身体拘束	三木
R7.1月	認知症ケア	中林
2月	要介護者等に対するこれからの介護予防の役割	則岡
3月	介護事故の防止、対応・報告	三木

その他にも、必要時に研修を行い、得られた知識や技術により専門性を高め、サービス提供に生かします。また、研修で学んだことを全職員で共有し、サービスの質向上につな

げます。

※火災避難訓練は6月、10月に実施。

※感染症シミュレーション、災害対策シミュレーション（各年2回）法人内合同で実施

※高齢者虐待防止の推進のため、定期的に委員会を開催し、職員に周知徹底を図ります。

（担当：管理者）

※身体拘束等適正化の推進のため、定期的に委員会を開催し、職員に周知徹底を図ります。

（担当：管理者）

5. 健康管理と感染症対策

- 1) お迎え時に検温を実施し異常があれば利用を控え受診を勧めます。来所時は、うがいと手洗い、手指消毒の徹底により細菌の持ち込みを防止します。
- 2) 職員には、検温（出勤前・出勤時・昼食後）・手洗い・うがいを徹底し、体調不良者の早期発見に努め、感染症などの蔓延予防につなげます。
- 3) 感染症予防の為、消毒・換気・検温・マスクの着用等、飛沫防止を徹底し、指針の整備、研修の実施、シミュレーション（訓練）を行います。
- 4) 既往歴を把握し、体調変化の早期発見に努めます。ご家族にもご利用者の健康状態の確認をお願いし、健康チェック表の活用を呼びかけます。
- 5) ご利用中の様子やご自宅でも注意して頂きたい点などを連絡帳に記載し、ご家族と共にご利用者の健康管理を行います。
- 6) わずかな変化を見逃さず、普段と比較し変化があれば、バイタルサインの再測定や経過観察を行い、必要な処置を行います。医療の必要性があれば、ご家族に説明し、早期受診をお勧めします。
- 7) ご利用者の状態に合わせた体操など、できる限り身体を動かす機会を作り、身体の一部に効果があるかななどの説明を加え、健康の維持増進を図ります。

6. 事業運営の安定と経費の適切な管理

目標稼働率 66.0%

- 1) 介護保険制度の動向を常に確認し、算定可能な加算を増やせる体制づくりに努めます。
- 2) 常にコスト意識を持ち、備品は丁寧に取扱い、消耗・摩耗を軽減する工夫をし、光熱費や修繕費などの経費削減を徹底します。
- 3) 業務改善（ICTの活用促進）を行い効率化を図ります。生産性向上に向け、ケアプラン情報をデータ連携するシステム（ケアプランデータ連携システム）の導入を検討して、業務負担の軽減を図れるようにします。
- 4) 福祉に関する資格取得を推進し、職員の知識・対応力を高め、中重度者や認知症高齢者を積極的に受け入れます。
- 5) 利用時間を柔軟に設定し、多様な生活スタイルのご利用者の受け入れを実現します。
- 6) 事業所の取り組み内容をホームページへ随時更新します。地域・ご家族へリーフレッ

トの配布を行います。居宅介護支援事業所へは空き情報やデイサービスの魅力（活動報告）を細目に発信し、新規利用者につなげます。

- 7) ご利用者・ご家族の希望を汲み取り、丁寧で柔軟な利便性の高いサービスを提供し、ご利用者の受け入れを促進します。お休みされた方には代替日を提案します。
- 8) 利用休止が続いている方や入院された方については、ケアマネジャーやご家族から情報収集、電話連絡や訪問による現状把握と調整に努め、円滑な利用再開につなげます。
- 9) 地域の会合に出向き、介護予防や介護保険サービスの説明などを行い、新規利用者へのアプローチを行います。
- 10) 事業継続計画（BCP）に基づき、日頃より災害や感染拡大への対応力強化に努めます。感染症や自然災害が発生した場合であっても、ご利用者に必要なサービスが継続的に提供できるよう準備を行います。
- 11) 老朽化した送迎車両の入れ替えを行い、利用者が安心してサービスを受けることができる環境を作ります。

令和8年度

事業計画書

居宅介護支援事業所
しらさぎ在宅介護支援センター

《基本理念》

「高齢者の自己決定権の尊重」「自分らしい生活の継続」及び「自立支援」の考えに基づき、地域とのつながりを大切にしながら安心して在宅生活が継続できるように支援します。

《基本方針》

- ① ご利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるように支援を行います。
- ② ご利用者の心身の状況やその置かれた環境等に応じて、ご利用者自身の選択に基づき、適切な居宅サービスを、多様な事業所から、総合的且つ効果的に提供されるように支援を行います。
- ③ ご利用者の地域とのつながりを大切に、多様な職種・機関との連携を通じて、住み慣れた環境での暮らしを続けていけるように支援を行います。

《重点項目》

- ① サービス計画の作成について
- ② 経営基盤充実のための取り組みについて
- ③ 連携の強化について
- ④ 介護支援専門員としての資質の向上とメンタルケアについて
- ⑤ 地域との交流と連携について

1 サービス計画の作成について

- 1) 新規利用者への初期対応について
訪問による事前面接を行い、身体状況や日常生活などの情報収集を行った上で、適切なアセスメントを実施します。
- 2) 契約書、重要事項説明書の説明と同意について
支援内容や留意事項などの理解と同意が得られるように、ご利用者やご家族に分かりやすく、丁寧な説明を行います。
- 3) サービス担当者会議の開催について
ご利用者やご家族の意向や自己決定を尊重し、目標を共有するとともに、それぞれのサービス提供事業者の役割分担やサービス内容を明確にします。
- 4) 居宅サービス計画について

ご利用者のご家族の意向を具体化し、自立支援や重度化予防に向けたケアマネジメントにつなげます。常にご利用者やご家族、サービス事業所間で情報を共有し、サービス調整を行います。状態に変化があれば速やかに見直しをします。

5) 公正中立なケアマネジメントについて

ご利用者の意思や希望に基づいて、複数の選択肢の中からサービス事業所を選択できるようにし、公正中立性を確保します。そのために、幅広い事業所情報の収集に努め、情報提供の機会に備えます。必要時には、インフォーマルサービスに関する情報提供も行い、多様な選択肢を提示します。

6) 苦情対応について

ご利用者やご家族、地域住民、サービス事業所等からの苦情を苦情受付担当者（管理者）が窓口となり受け付けします。

苦情としてあがった案件については、苦情対応マニュアルに従い、内部で共有、情報整理や検討を行ったうえで事業所としての方針を決定し、速やかに対応します。また、第三者委員による苦情解決委員会に諮り、意見を参考として対応方法の再検討や再発防止につなげます。

7) 権利擁護業務について

- ① 認知症の進行が疑われる利用者に対して、日常生活支援事業や成年後見制度の必要性も視野に検討し、ご利用者やご家族様に情報提供すると共に、必要な社会資源の利用が円滑に行えるように調整機能も果たします。必要に応じて地域包括支援センター等とも連携を図ります。
- ② 高齢者虐待の防止に努め、その対応として、指針を整備し、定期的に研修及び検討委員会を開催します。高齢者虐待対応における担当者は管理者とします。
- ③ 虐待の事実を発見した時には、速やかに地域包括支援センター等に相談し、実態調査への協力など連携を行い、迅速に必要な対応を行います。
- ④ 身体拘束等の適正化を推進するため、指針を整備し、定期的に研修及び委員会を開催します。

8) 感染症対策や災害対策について

事業継続計画（BCP）に基づき、日頃より災害や感染拡大への対応力強化に努めます。感染症や自然災害が発生した場合であっても、ご利用者に必要なサービスが継続的に提供できるよう必要な対策と備えを行います。

- ① 事業継続計画（BCP）を策定し、介護支援専門員に周知し、研修及び訓練を定期的に実施します。また法人内合同で行う研修や訓練に参加し、事業所間の連携を強化します。
- ② 事業継続計画（BCP）を年1回振り返り、必要に応じて見直しを行います。
- ③ 平時から居宅サービス事業所との連携を深め、災害等が発生した場合にも必要な

サービスが確保できる体制づくりを行います。

- ④ ハザードマップを確認し、もしもに備えて、避難場所や避難経路を、訪問時に確認します。
- ⑤ 備蓄を常時確保して災害等に備えます。
- ⑥ 災害等が発生した場合に、電話等により利用者の安否確認を行います。
- ⑦ 災害等が発生した場合に、自宅での生活が継続できるかどうか、訪問などにより実態を把握します。道路等の状況により、直接把握できない地域のご利用者については、地域包括支援センターなどの関係機関と連携を図り、安否確認を行います。

2 経営基盤充実のための取り組みについて

1) 事業収益の向上について

目標稼働率：83%

通院時情報連携加算、入院時情報連携加算、退院・退所加算、ターミナルケアマネジメント加算等の算定要件をより多く満たすため、医療との連携を密に行い、根拠書類として記録を残すなど、事業収益の向上とともに対応力向上に繋がります。

2) 事業所の知名度向上について

ケアマネジメント研修の企画運営に携わる他、外部研修にも積極的に参加し、多職種他事業所との交流を通じて情報収集やネットワーク構築を図り、地域における事業所の知名度を高めます。

3) 稼働率向上への取り組みについて

- ① 病院や地域包括支援センターなどからの紹介がより多く得られるように、積極的に訪問し、相互協力関係を築きあげます。
- ② 相談や依頼に対しては、適切かつ迅速な対応に努め、信頼関係の下、積極的な新規利用者の獲得に取り組みます。
- ③ 状態の変化が見受けられた場合には、早めの受診を促すことで入院の長期化や介護状態の悪化を防ぎ、在宅生活の安定的維持につなげます。
- ④ 介護給付や介護予防マネジメントとともに、指定介護予防支援事業所としても、地域包括支援センターとの連携を図り、地域のニーズに対して積極的に対応します。
- ⑤ 直接相談や地域包括支援センターなどを通じての紹介に対し、専門性を発揮し、迅速かつ適切にサービス事業所等多様な社会資源との連携や調整を行い、個別のニーズに応えます。

3 連携の強化について

1) 医療機関との連携強化について

- ① 医療機関との連携強化により、住み慣れた地域での生活が継続できるように支援していきます。

- ② 入院時には、速やかに病院への情報提供を行い、連携を図ります。
- ③ 退院時には、退院前カンファレンスに積極的に参加し、主治医やサービス事業所などとの連携により適切なアセスメントに基づくサービスの確保、提供につなげます。

2) 地域課題への対応と社会資源の開発について

- ① 利用者が望む暮らしを継続するため、ニーズを抽出し、総合的なケアマネジメントを行います。
- ② 地域包括支援センターや法人内外の多職種や民生委員など地域住民とも連携することによって、効果的な社会資源が活用できるように、ネットワークの構築を目指します。

3) 困難ケース等への対応について

- ① 困難ケースや独居高齢者、認知症高齢者に関する相談に対し、積極的な支援にあたり、地域包括支援センターをはじめ、併設する特別養護老人ホームしらさぎの里、デイサービスセンターしらさぎ、その他のサービス事業所や民生委員など、多職種との連携・協働により早期の問題解決につなげます。
- ② しらさぎの里が地域サポート施設として行う見守りサービス等と連携し、地域ニーズの把握とその分析、方策の検討を行い、地域の要望に素早く対応できる窓口としてその存在をアピールします。

4 介護支援専門員としての資質向上とメンタルケアについて

1) 特定事業所加算Ⅱ算定の実現とそれに伴うサービスの質向上について

- ① 特定事業所加算Ⅱの算定要件を維持するため、利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催します。また、24 時間連絡体制を確保し、必要時に応じて利用者、家族、事業所等の相談に対応する体制を確保します。
- ② 介護支援専門員の個人目標を設定し、目標に応じた外部研修への参加機会を確保します。また各介護支援専門員の知識や情報を共有し、担当の業務に生かし、サービスの向上を目指します。
事業所内研修開催と外部研修に積極的に参加し、介護支援専門員の知識や資質の向上を図ります。

<事業所内研修計画>

開催月	研修テーマ	担当
4月	倫理及び法令遵守について	山田
5月	プライバシー保護について（SNSの使い方）	福岡
6月	介護情報基盤について	松下
7月	主治医との連携、ターミナルケアについて	富永

8月	災害時の対応について	山田
9月	感染症予防について	福岡
10月	ハラスメントの対応について	松下
11月	高齢者虐待について	富永
12月	身体拘束について	山田
令和9年1月	権利擁護について	福岡
2月	多職種連携について	松下
3月	終活支援事業について	富永

③ 困難ケースへの対応力を向上するため、他法人の居宅介護支援事業所と共同で事例検討会を開催します。

④ 西南ブロックのケアマネ研修のリーダーとして、企画、立案、運営に参加し、地域関係機関などとの情報交換や相談連携を行うための体制を構築します。

⑤ 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」に協力し、実習生の受け入れを行います。また、この取り組みを通じて介護支援専門員の人材育成を行うとともに、職員それぞれの知識や資質の向上にもつなげます。

2) 生産性向上に向けた取り組みについて

① 居宅介護支援事業所と介護サービス事業所間での、ケアプランの情報をデータ連携するシステム、「ケアプランデータ連携システム」を導入して、紙やFAXのやり取りを減らし、業務負担の軽減と業務効率化を図ります。

② 利用者や家族、他事業所への連絡手段としてSNS（メールやLINE）を活用し、簡単な情報提供や訪問日の調整などの連絡、また事業所との連携における生産性向上と情報共有の効率化を図ります。

③ 生産性向上に向けた検討を目的とした委員会を月1回程度開催し、業務改善につなげます。

3) メンタルヘルスについて

① 担当介護支援専門員が、一人で困難事例を抱え込まないように、定期的に会議等を行い、支援の方法や対応方法などを共に検討していきます。

② 年1回の健康診断とストレスチェックを実施します。

ストレスチェックを活用し、自身のストレス状態を客観的に把握することで、セルフケアへの対応力を高めます。また、産業医による相談ができる機会をつくり、心身ともに健康な状態で業務ができるように必要なサポートを行います。

③ ご利用者やご家族との対話におけるリスクを未然に回避するため、常に相手の考えや立場に寄り添って考え、言動や身だしなみなどがご利用者やご家族の感情に触れないように心配りをする 것도対策の一つとします。また、その取り組みを通じてご利用

者やご家族に、快く安心してご相談して頂ける環境を築きます。

5 地域との交流と連携について

1) 地域交流と情報発信による貢献活動について

- ① 感染予防に十分注意しながら、アットホーム林田しらさぎや地域の公民館など、地域住民が参加しやすい場所と環境を整え、介護者や地域住民の交流と学びの場を設けます。
- ② 法人内や他事業所と協力し、多様な専門職を講師として、「しらさぎ地域交流講習会」を企画します。講習会では、地域住民の関心のあるテーマを取り上げ、情報発信の機会とします。

2) 地域包括ケアシステムの構築に向けて

- ① 地域のつながりや、支え合いの強化の為に、交流の場として、「しらさぎ地域交流講習会」を定期的な開催をしていきます。
- ② 講習会の開催を通じて、地域住民との信頼関係を構築し、地域に根ざした居宅介護支援事業所として存在意義を高めます。
- ③ 講習会の機会を利用した介護相談窓口を開き、地域住民にとって身近な介護相談窓口として利便性を高めます。
- ④ アウトリーチにより積極的に地域に出向き、地域関係者や住民との間で地域課題を共有し、地域で最も身近な介護相談窓口として地域ニーズの把握に努めます。